

市営住宅入居申込案内書

(一般用)

◆ 入 居 受 付 年4回(4・7・10・1月)

◆ 申 込 期 間 上記の月の1日から10日頃まで

※申込開始日が土・日・祝日の場合は、業務開始日から10日間

※申込最終日が土・日・祝日の場合はその翌日まで

◆ 抽 選 日 受付の月の20日頃

※抽選に落選した方は、抽選日当日に限り、申込みのなかった他の住戸に申込み
ことができます。

◆ 入 居 予 定 日 受付月の翌月1日から

◆ 申込受付場所 さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所 都市整備課
さぬき市寒川町石田東甲935番地1 総合支所

※支所は書類受付のみを行い、審査は都市整備課で行いますので、書類提出後に御
連絡することがあります。御了承ください。

入居に関するお問合せは

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 建設経済部 都市整備課

住宅係 電話 087-894-1113

第1 申込のできる方

次の入居資格を全て満たしている方が申込みできます。

- 1 市内に住居を必要とする方で住宅に困窮していること。
- 2 申込者本人又は同居予定者名義の持ち家を所有、共有していないこと。
- 3 月収額が次の基準に該当すること。

月収額は、世帯所得合計－諸控除合計÷12か月で算出される額です。

(詳細は、3・4ページ参照)

- 公営住宅（原則階層世帯の場合）・・・158,000円以下
- 公営住宅（裁量階層世帯の場合）・・・214,000円以下
- 特定公共賃貸住宅・・・158,000円以上487,000円以下

裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- ①満60歳以上又は満60歳以上及び満18歳未満の方からなる世帯。ただし、平成18年4月1日より以前に50歳以上であった方（昭和31年4月1日以前に生まれた方）を含む。
- ②身体障害者（身体障害者手帳1～4級）の方がいる世帯。
- ③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1～2級）の方がいる世帯。
- ④知的障害者（精神障害者保健福祉手帳1～2級の方と同程度に相当する）の方がいる世帯。
- ⑤戦傷病者手帳（恩給法別表の特別項症～6項症または第1款症）の交付を受けている方がいる世帯。
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。
- ⑧ハンセン病療養所入所者または入所していた方がいる世帯。
- ⑨小学校就学前の子どもがいる世帯。

- 4 同居親族又は同居しようとする親族があること。

婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚姻予定の方を含みます。なお、婚姻予定で入居された場合は、2か月以内に婚姻を証明する書類（住民票等）の提出が必要です。

(注) 家族を不自然に分離又は集合した申込みはできません。

(注) 離婚予定の方は、原則申込みができません。(証明書類がある場合は可。P3参照)

- 5 申込者と同居親族全員に市税等の滞納がないこと。
- 6 過去に申込者又は配偶者が市営住宅の家賃等を滞納していないこと。
- 7 申込者と同居親族が暴力団員でないこと。

次のいずれかに該当する方は一人でも申込みをすることができます。ただし、単身入居できる住宅は、**2DK**程度のもの又は住戸専用面積が**55㎡以下**のものに限られます。

- ①満 60 歳以上で配偶者のいない方。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より以前に 50 歳以上であった方（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方）で配偶者のいない方も含む。
- ②身体障害者（身体障害者手帳 1～4 級）の方。
- ③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1～3 級）の方。
- ④知的障害者（精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の方と同程度に相当する）の方。
- ⑤戦傷病者手帳（恩給法別表の特別項症～6 項症又は第 1 款症）の交付を受けている方。
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑦生活保護法による被保護者の方。
- ⑧海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない方。
- ⑨ハンセン病療養所入居者等。
- ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により一時保護又は保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方。裁判所がした命令の申し立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方。

第 2 提出書類

1 全ての申請者が提出する書類

① **市営住宅入居申請書**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8・9 ページ

② **入居予定者全員のマイナンバー（個人番号）**

番号法※1 第 9 条第 1 項の規定に基づき、事務に利用するため、市営住宅入居申請書に記入してください。※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
また、下記のとおり確認が必要です。手続の際に必ず持参してください。

■ **入居予定者全員分のマイナンバーを確認できる書類**

（例）個人番号カード、個人番号通知カード、住民票の写し（個人番号記載）等

■ **窓口に来た方の身元確認ができる書類**

（例）運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等

※入居申込者または同居予定者以外が持参する場合は、上記の確認に加えて代理権の確認のため、**委任状（13 ページ）**が必要です。

※市営住宅入居申請書に個人番号を記入していない方、個人番号の確認ができない方または個人番号を記入していても公簿で証明事項を確認できない方は、添付書類として入居予定者全員の**住民票の写し**、**課税証明書**が必要です。

※4月期に申し込むときは、下記のとおり提出してください。

給与所得者：前年の源泉徴収票

自営業者：確定申告書（控え）

2 次のいずれかに該当する者のみ提出する書類

- ① 応募する年の1月1日時点でさぬき市外に住所がある方・・・住民票の写し（※）、課税証明書、市税等の滞納がないことを証する書類（例：完納証明書、滞納無証明書等）

本年中にさぬき市に転入した方は前住所地の自治体で、今現在もさぬき市外に住所がある方は現住所地の自治体で請求してください。

市税等の滞納がある場合は、完納しないと申込みできません。（分納不可）

（※）本年中にさぬき市に転入した方で、市営住宅入居申請書に個人番号を記入している方は、住民票の写しは不要です。

- ② 婚約中の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・婚約証明書・・・・・・10 ページ

入居予定日から2か月以内に婚姻する方でなければ、申込みできません。

後日婚姻が確認できる書類（住民票等）を提出してください。

- ③ 本年中に退職された方及び予定の方・・・・・・・・・・退職証明書・・・・・・11 ページ

雇用保険受給資格者証、離職票等（退職者氏名及び退職年月日が記載された書類）

- ④ 本年中に就職又は転職した方・・・・・・・・・・給与明細書・・・・・・12 ページ

就職及び転職した月からの見込収入を勤務先が証明してください。（採用年月日、会社代表者印必須）

- ⑤ 裁量階層世帯（1 ページ参照）の方・・・・・・裁量階層世帯であることを証する書類※

- ⑥ 単身の方・・・・・・・・・・戸籍謄本及び単身入居要件に該当することを証する書類※

※身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等（年齢要件のみの場合は不要）

- ⑦ 離婚予定の方・・・・・・・・・・離婚調停又は協議中であることがわかる書類

- ⑧ 現在持家があるが売却予定の方・・・・・・売買契約書の写し等、売却を証明できる書類

- ⑨ 非婚ひとり親世帯の方・・・・・・戸籍謄本又はひとり親家庭であることを証明する書類

3 その他

- ① 郵送による申込みは、受け付けません。

- ② 入居資格の判定のため、上記以外の書類の提出をお願いすることもあります。

第3 月収額の計算方法

月収額 = [①所得金額] - [②同居親族控除] - [③その他の控除] ÷ 12

①所得金額（世帯に所得のある者が複数いる場合は、全員の所得を合算してください。）

（例） 市県民税 課 税 証 明 書

□□年度 ※申込時点における最新の証明書

納税義務者	住 所	香川県さぬき市志度5385番地
	氏 名	讃岐 市郎

□□年 中所得金額		控 除 等 の内容
給与所得	1,200,000 円	← 所得金額
前年繰越損失	0 円	
所得金額合計	550,000 円	
給与収入金額	1,200,000 円	
公的年金等収入金額	0 円	

（例） □□年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住 所	香川県さぬき市志度５３８５番地		氏	(受給者番号) 111111111111	
				名	サヌキ シロウ	
					讃岐 市郎	
種別		支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除後の合計額		源泉徴収税額
給与・賞与		1,200,000	550,000	420,000		6,600

↑ 所得金額

②同居親族控除（申込者を除く同居者）1人につき・・・・・・・・・・38万円

③その他の控除（該当する場合にのみ控除します。）

※給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある者1人につき・・最大10万円

老人配偶者、老人扶養親族（70歳以上）1人につき・・・・・・・・10万円

特定扶養親族（16歳以上23歳未満）1人につき・・・・・・・・25万円

障害者1人につき・・・・・・・・・・27万円

特別障害者1人につき・・・・・・・・・・40万円

※寡婦・・・・・・・・・・・・・・・・・・最大27万円

※ひとり親・・・・・・・・・・・・・・・・・・最大35万円

※所得額が最大控除額以下の場合は、所得額と同額を控除します。

第4 入居申込みできる所得基準の早見表（年間所得金額）

（注）控除額が同居親族控除のみで、その他の控除がない場合です。

一般公営住宅

（単位：円）

区分	申込者を含む世帯員の数					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
原則階層	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下
裁量階層	2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下	4,468,000 以下

特定公共住宅

（単位：円）

区分	申込者を含む世帯員の数					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
原則階層	1,896,000～ 5,844,000	2,276,000～ 6,224,000	2,656,000～ 6,604,000	3,036,000～ 6,984,000	3,416,000～ 7,364,000	3,796,000～ 7,744,000

家 賃 に つ い て

1 公営住宅の家賃について

入居申込時の月収額によって決定されますので、詳細はお問合せください。

2 収入申告について

公営住宅の家賃は、入居者の月収額や各年度における家賃算定に適用される各種係数により、毎年見直しを行います。そこで、毎年6月頃に収入申告書の提出をお願いしています。提出がない場合は、民間賃貸住宅並家賃となりますので御注意ください。

3 特定公共賃貸住宅の家賃について

下記のとおり定額家賃です。

- ・昭南団地・・・・・・・・・・45,000円
- ・大井団地、山王団地C棟・・・50,000円

注 意 事 項

1 入居申込手続後について

- ① 申込期間を過ぎると、申し込む住宅の変更はできません。
- ② 抽選会及び入居説明会を同日実施しますので、必ず出席してください。（本人及び同居者が出席できない場合は代理人も可）
- ③ 連絡なく開始時間までに現れなかった方は、失格となります。

2 当選後の入居手続について

- ① 入居までに、必ず入居しようとする市営住宅に住所を異動してください。なお、住所異動に伴い、小・中学生のお子様の学区が変更となる場合があります。詳細は、市教育委員会学校教育課までお問合せください。
- ② 入居者と連帯保証人が連署した市営住宅使用請書（契約書）を提出してください。連帯保証人の要件は、原則さぬき市内に在住で入居者と同等程度以上の収入があり、市営住宅・県営住宅に住んでいない方です。
- ③ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書と連帯保証人の所得証明書が必要です。なお、本人の印鑑登録証明書は、市営住宅に住所を異動した後に準備してください。
- ④ 敷金は、決定した家賃の3か月分です。
- ⑤ 指定の期日までに入居手続を終えられない方は、入居資格を失います。

3 入居後について

- ① 入居者又は同居者に異動があった場合（出生、死亡、転出、転入、氏の変更等）は、市民課での手続以外に、都市整備課への申請届出も必要です。特に同居（転入・転居）は、一定の要件を満たし、許可がないかぎり認められません。
- ② 入居者の生活上、やむを得ず増築・模様替えをする場合は、市の承認が必要ですので、都市整備課住宅係に御相談ください。（例：エアコンの取り付けに伴い壁に穴を開ける等）
- ③ 退去するときは、明渡し日の10日前までに都市整備課に届け出てください。入居した後に入居者負担で取り付けしたのは、入居者負担で全て取り除き、原状回復してください。また、入居者の修繕範囲について、費用を負担していただきます。
- ④ 市営住宅は共同住宅となり、共用部分の維持管理のための共益費は、自治会等が代表となり徴収及び管理をしています。入居者の皆様につきましては、自治会に加入の上、住みやすい団地づくりへの協力をお願いします。

4 禁止事項

- ① 市営住宅では、犬、猫等を飼うことはできません。
- ② 市営住宅を住宅以外の用途に使用することはできません。
- ③ 夜中に騒音を発する等他人に迷惑をかける行為はできません。
- ④ 許可なく住宅を工事すること（壁に穴をあける等）はできません。風呂やエアコンの設置は、市の指定した要領で行ってください。

5 その他事項

次に該当する方は、住宅の明渡し請求の対象となります。

- ① 入居の手続の内容に虚偽があったことが判明したとき。
- ② 市営住宅条例の規定による許可・承認を得ないで入居（同居・承継）したとき。
- ③ 使用料又は割増使用料を3か月以上滞納したとき。
- ④ 市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- ⑤ 正当な理由によらないで、15日以上市営住宅を使用しないとき。
- ⑥ 正当な理由なく、市営住宅条例に規定する立入検査を拒否したとき。
- ⑦ 婚約で申込み入居決定された場合で、2名がそろって入居しなかったとき。
- ⑧ 暴力団員であることが判明したとき。
- ⑨ その他、市営住宅条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

様式第1号（第3条関係）

（表）
市営住宅入居申請書

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先電話 _____

次のとおり市営住宅に入居したいので申請します。

申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居を取り消されても異議がないことを誓約します。

住民基本台帳又は税等関係情報の記録を調査することに同意します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

入居希望住宅		団地(住宅) 棟 号					
入居しようとする世帯の状況							
ふりがな 氏 名	続柄	性別	生年月日	扶養の有無	所得金額 円	勤務先の 所在地及び 名称	個人番号

(裏)

該当する事項の番号に○印を付けること。(該当事項が2つ以上あるときは、主たる事項の番号に◎印、その他の事項に○印を付けること。)

住 宅 困 窮 状 況	1	住宅以外の建物又は場所に住んでいる。
	2	保安上危険又は衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。
	3	他の世帯と同居して生活上著しく不便である。
	4	住宅がないため親族と同居している。
	5	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不 適当な居住状態である。
	6	正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。
	7	勤務先から著しく遠隔地に住んでいる。
	8	収入に比較して現在の家賃（ 円/月）が著しく過重である。
	9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。
	10	その他
さぬき市営住宅条例第5条第1号 から第5号までのいずれかに該当す る者は、その旨を記入してください。		
【現住所略図】		

備考 その他市長が必要と認める書類を添付のこと。

婚 約 証 明 書

現 住 所		
氏 名		
年 月 日生		
現 住 所		
氏 名		
年 月 日生		
上記両名の者は、年 月 日付けで正式に婚約を交し 年 月 日付けで婚姻予定であることを証明します。		
挙 式 場 所	所 在 地	
	式 場 所	
		TEL
媒 約 人	住 所	
	氏 名	
男	婚約者の父または母	住 所
		氏 名
女	婚約者の父または母	住 所
		氏 名

(注1) 入居予定から2ヶ月以内に結婚される方でなければ申込みはできません。

(注2) 後日婚姻が確認できる書類(住民票等)を提出していただきます。

退 職 証 明 書			
住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生
上記の者は 年 月 日をもって当社を 退職した ことを証明します。 退職する (申出) 年 月 日 会社所在地 会 社 名 代 表 者 名 印			

(注) 退職予定の方は、後日退職証明書を提出していただきます。

(本年中に就職又は転職した方)

に対する給与支給額は下記のとおりです。

採用年月日 年 月 日 年 月 日生

夫あり	扶 養 親 族 の 数			障 害 者 の 数 (本人を除く)		本 人 が		寡 婦
	配偶者	老人	その他	特別	その他	特 別 障 害 者	その他の 障 害 者	
妻あり	有 無	人	人	人	人			

印

委任状

さぬき市長 殿

【本人】	住 所	
	氏 名	⑩
	生年月日	年 月 日
	電話番号	() ー

私は、下記の者を代理人として定め、市営住宅入居の申請に当たり必要となるマイナンバー（個人番号）関係書類等を取り扱うことに同意します。

【代理人】	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	() ー

※この書類は【本人】が自署、押印を行ってください。（窓口で記入不可）

※【代理人】は、本人確認できるもの（運転免許証等）と【本人】の個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号通知カード等・写し可）をご持参ください。